

深川市業務継続計画（BCP）



令和6年8月

深川市

策定・改訂・改定一覧

年 月 日	内容
令和 2年 3月	新規策定
<u>令和 6年 8月</u>	改定

目 次

第1章 業務継続計画の目的と方針

1	業務継続計画の目的	1
2	業務継続計画の効果	2
3	地域防災計画と業務継続計画との関係	2
4	業務継続計画の基本方針	3
5	業務継続計画の対象となる機関	3
6	業務継続計画の発動と終結	4
7	庁舎の構造等	4

第2章 被害及び復旧想定

1	地震による被害と復旧想定	5
2	水害による被害と復旧想定	8

第3章 業務継続計画の特に重要な6要素

1	<u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u>	12
2	<u>本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u>	15
3	<u>電機、水、食料等の確保</u>	15
4	<u>災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u>	15
5	<u>重要な行政データのバックアップ</u>	16
6	<u>非常時優先業務の考え方</u>	16

第4章 業務継続体制の向上

1	業務継続計画推進組織を設置	19
2	訓練・教育の実施	19
3	職員の安否確認	19
4	マニュアルの整備	19
5	指定管理者等への周知と連携	19
6	計画の見直し等	19

第1章 業務継続計画の目的と方針

1 業務継続計画の目的

地震をはじめとする自然災害などの危機が発生した場合、市の庁舎や公共施設も被災し、職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等の業務に必要な資源に制約が生じる可能性がある。

市は、そのような場合でも、組織として活動できるよう業務に必要な資源を確保するとともに、危機の発生による被害や損失の拡大を防ぐため、「深川市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）等により応急対策業務を実施しなければならない。

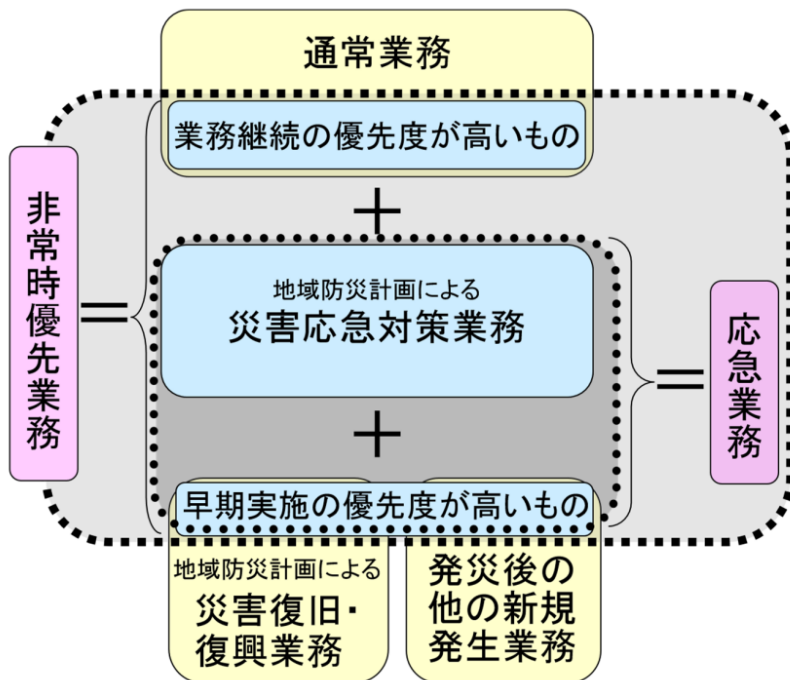
また、通常時から実施している市民の生命・身体の安全、重要資産の保全など、休止することのできない業務も継続して実施しなければならない。

そのため、深川市業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）では、応急対策及び継続して行わなければならない通常業務（以下「*非常時優先業務」という。）の実施に関する基本的な考え方や必要な体制について定め、災害対応や市民生活に重大な影響をもたらす行政サービスを適切に行うことを目的とし、地域防災計画の実効性を高めるものとする。

※非常時優先業務とは

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

◆非常時優先業務のイメージ



2 業務継続計画の効果

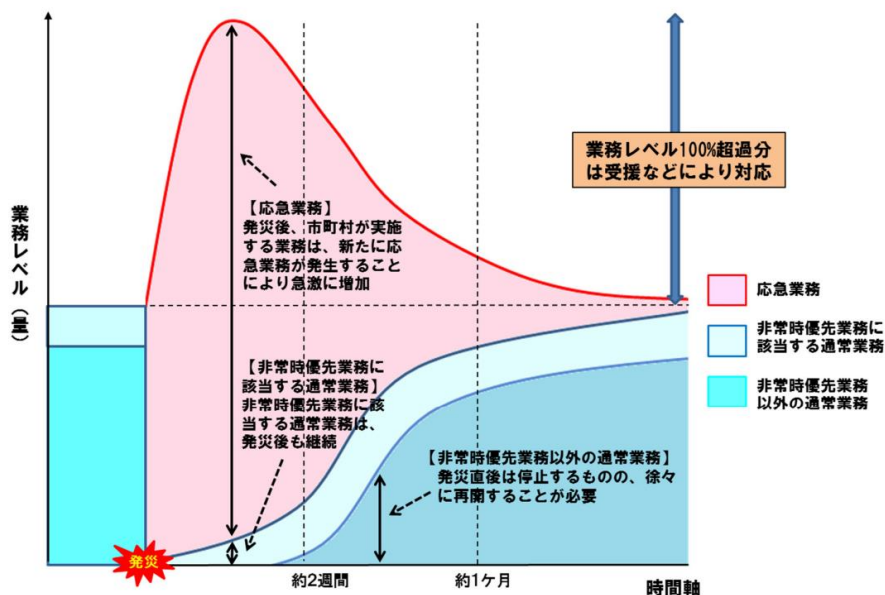
業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられる。

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

◆ 発災後に市町村が実施する業務の推移



3 地域防災計画と業務継続計画との関係

「深川市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模な災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、市が、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた計画である。

一方、「深川市業務継続計画」は、市の庁舎や職員が被災したことにより機能が低下し利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、地域防災計画で定める応急対応等を含めた「非常時優先業務」を行うにあたり必要な資源の確保、配分や指揮命令系統の明確化等の必要な対策を事前に検討した計画である。

なお、業務継続計画で定める非常時優先業務と地域防災計画との所掌範囲の違いは、表のとおりである。

表【業務継続計画と地域防災計画の主な相違点】

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	・発災時に限られた必要資源を元に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。(実効性の確保)	・地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を想定し計画を策定する必要がある。	・行政の被災は、特に想定する必要がない。
対象業務	・非常時優先業務を対象とする。 (被災応急対策業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)	・災害対策に係る業務(予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務)を対象とする。
業務開始目標時間	・非常時優先業務ごと業務開始目標時間を定める必要がある。(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)	・一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等に係る記載は、必要事項ではない。

4 業務継続計画の基本方針

市民等及び市の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、市が大規模災害時にその機能を継続するため、以下の方針に基づいて非常時優先業務を選定し、資源の配分等を行う。

- ▶大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守る。
- ▶市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める。
- ▶業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

5 業務継続計画の対象となる機関

本計画は、大規模災害が発生した場合における、市の執行機関である市長部局、地方公営企業、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局での業務継続を適用対象とする。

6 業務継続計画の発動と終結

(1) 計画の発動基準

本計画は、下記の事象に伴って発動する。

- ・災害等により市役所機能に甚大な被害が生じたとき
- ・災害等により市内の広範囲に被害が生じ、多数の避難者が発生したとき
- ・市長（以下「災害対策本部長」という。）が特に必要と認めたとき

(2) 計画の解除基準

災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めたときに、本計画の終結を宣言するものとする。その時点をもって、非常時の業務継続計画体制を解除する。

7 庁舎の構造等

(1) 庁舎の構造・耐震性

庁舎名	本庁舎	健康福祉センター
竣工	<u>令和5年</u>	平成9年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規模	<u>地上4階</u>	地上3階
延床面積	<u>6,515.35 m²</u>	2,236 m ²
耐震性	<u>有り⇒業務継続可能</u>	有り⇒業務継続可能

庁舎名	消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館
竣工	昭和57年	平成4年	昭和61年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規模	地上3階 地下1階	地上2階 地下1階	地上2階
延床面積	2,994.53 m ²	6,284.76 m ²	654 m ²
耐震性	有り⇒業務継続可能	有り⇒業務継続可能	有り⇒業務継続可能

(2) 庁舎の非常用電源設備等

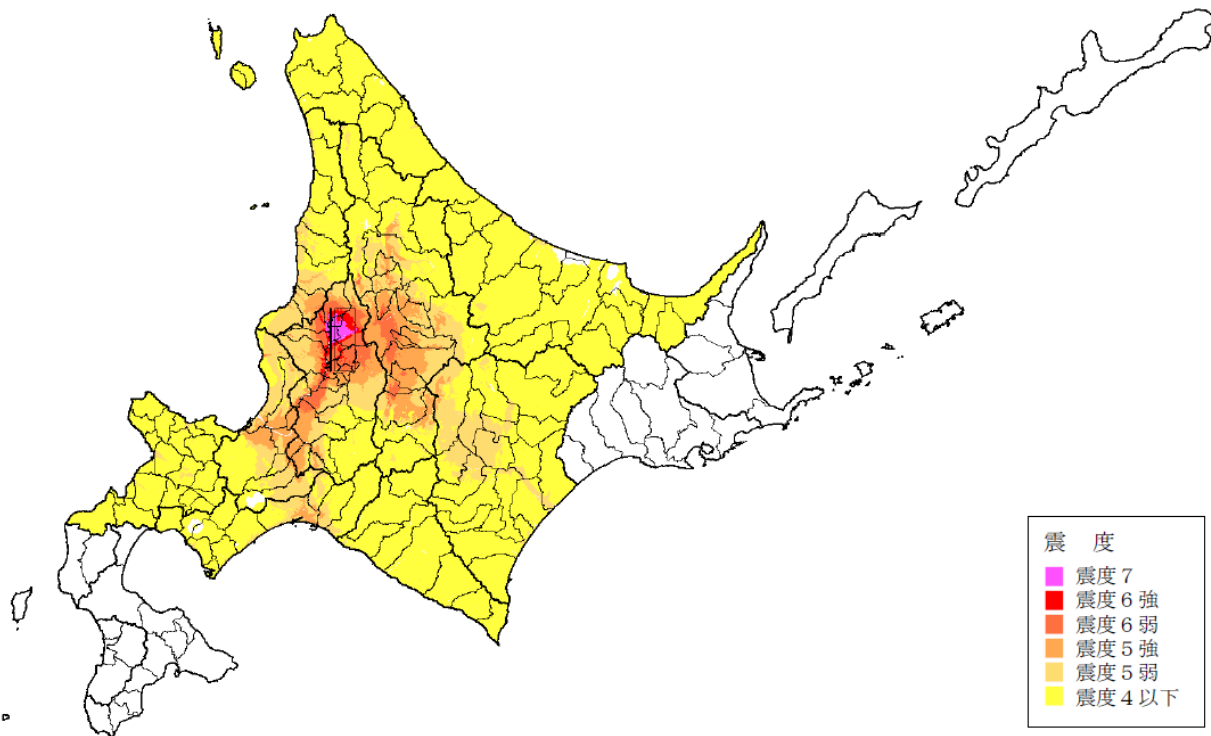
	市役所本庁舎	健康福祉センター	
種別	<u>非常用発電設備 交流 270KVA×1 基</u>		
	小型発電機 交流 3.5KVA×1 基、交流 2.4 KVA×1 基、 交流 0.9 KVA×2 基 交流 0.45 KVA×1 基、		
燃料タンク	<u>灯油 (20,000ℓ×1 台、490ℓ×1 台)</u>		
稼働時間	<u>7 2 時間以上 (最長 7 日間分)</u>		
	消防庁舎	生きがい文化センター	一已公民館
種別	50KVA	50KVA	なし (購入予定)
燃料タンク	軽油 230ℓ	軽油 95ℓ	なし
稼働時間	1 4 時間	5 時間	

第2章 被害及び復旧想定

1 地震による被害と復旧想定

地域防災計画においては、本市に起こりうる可能性が高い地震として、「十勝沖・釧路沖の地震」、「増毛山地東縁断層帯」「沼田－砂川付近の断層帯」による地震及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定しているが、これらのうち建築物被害が最も多く予測される「沼田－砂川付近の断層帯による地震」を本計画において想定する。

◆沼田－砂川付近の断層帯による地震の想定震度



(1) 想定条件及び被害の想定

項目	内容
震源域	沼田－砂川付近の断層帯
最大震度	7
地震の規模	マグニチュード：6.9
建築物被害数	全壊 5,435 棟（木造：4,562 棟、非木造：873 棟） 半壊 3,370 棟（木造：2,354 棟、非木造：1,016 棟）

「平成28年度地震被害想定調結果報告書」平成30年2月北海道

(2) インフラ復旧状況の想定

項目	想定する状況
電力	災害時に異常を検知すると、電力系統を守るため、かなり広範囲で停電する。配電設備の被害が大きい地域では、復旧まで時間を要するが、電柱と配電線の応急復旧は比較的早い（数日～1週間程度）
上水道	沼田町にある北空知広域水道企業団が管理する浄水施設や送水施設が被災した場合、復旧に長時間を要する。（1カ月程度） また、市内の配水管に被害が生じた場合、道路の掘削、管路の修繕、試験通水、道路の埋め戻しなどの作業を伴うため、復旧まで長時間を要する。（数日～1カ月程度）
下水道	各処理場やポンプ場が被災した場合、復旧に長時間を要する。（1カ月程度） また、市内各所において液状化によるマンホール浮上や下水本管の破断などが発生した場合、上水道と同様に復旧まで長時間を要する。（数日～1カ月程度）
電話	中継光ケーブルの切断や基地局の停電といったインフラの不具合と輻輳防止のためキャリア側が行うトラフィック規制により、電話がつながりにくくなる。（1週間程度）

(3) 庁舎等の被害及び復旧想定

本計画で想定する地震が発生した場合における、ある程度の一般性があるものとして想定される市役所本庁舎、健康福祉センター・消防庁舎・生きがい文化センター・一已公民館の被害状況及び復旧想定を下表に示す。

項目	被害状況	復旧想定
庁舎等	<u>・市役所本庁舎・健康福祉センター・消防庁舎・生きがい文化センター・一已公民館は耐震構造であり、倒壊等の被害はないと想定。</u>	
執務環境	・固定されていない書棚が転倒・落下したり、書類などが散乱して通路を塞ぐおそれがある。	・書棚等の再設置や、ガラスの片付に数時間要することが予想される。
周辺環境	・庁舎の周辺で、建物の一部倒壊や火災発生の恐れがあるため、発災直後は、周辺にいる市民等が助けを求めてくることも予想される。	・時間の経過とともに市民等が帰宅又は避難所へ移動すると思われるが、場合によっては来庁者への対応を継続する必要が生じる。
電力	・外部からの電力供給が中断した場合は、 <u>非常用発電設備</u> により供給する。	・発電所や送電設備の被害状況によるが、復旧には数日間を要すると予想される。

空 調	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>外部からの電力供給が中断した場合は、発電機から空調機器に電力供給する。ただし、一般執務室の冷房は使用できない。</u> ・ 庁舎の被害状況によっては、空調用の管路破断により管内の液体が漏れ出す可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。 ・ 冬季は、電力の要らない石油ストーブで対応する。
上 水 道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内の管路被害等により断水する可能性が高い。また、排水機能の被害によっては上水道が使用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。
排水機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内部の管路被害等により、下水が使用できないおそれがある。</u> ・ <u>外部の管路被害等では緊急排水槽に汚水を一時貯留することが可能。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内下水道の復旧には、相当の時間を要する。 ・ 建物内の管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。
電 話	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市役所本庁舎・健康福祉センター・消防庁舎・生きがい文化センターの電話は使用可能。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輻輳は1週間程度続く可能性がある。
情 報 システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所内の固定されていないパソコン等の情報機器は落下による破損等により利用できない可能性がある。 ・ 停電等により、非常用電源のない情報システム機器は停止する。<u>なお重要機器は発電機で稼働可能。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規でシステム利用環境の構築が必要。 ・ 主要なシステムの復旧までの期間は10日程度を要する。 ・ 全システムの復旧までの期間は、主要なシステム復旧後2カ月程度を要する。

(4) 業務執行環境の現状・課題と対応方針

課題・現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発電機等に持続的に燃料を供給する。</u>
主 な 対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に燃料残量確認及び保管場所を選定する。 ・ 初期活動に必要な資機材等を整備する。
担当課	<u>総務課</u>

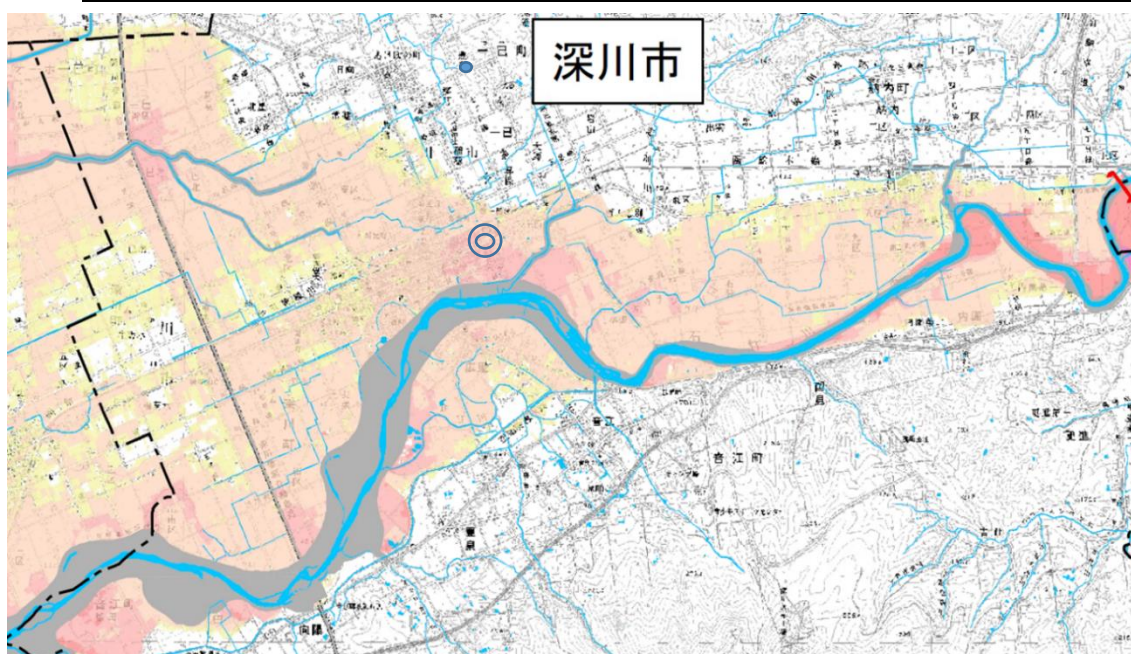
2 水害による被害と復旧想定

本計画において、被害想定は、石狩川の堤防が決壊した場合、国が公表している※新たな洪水浸水想定（L2）に基づくものとする。

※新たな洪水浸水想定・・・平成27年5月の水防法改定を受け、想定最大規模の降雨（150年から1000年に一度に変更）を対象とした洪水想定区域図を公表
 ・石狩川 平成29年3月7日指定

(1) 想定条件及び被害の想定

項目	内容
発生時期	8月下旬
想定降雨量	石狩川流域 72時間総雨量358mm
被害発生原因	石狩川の増水による堤防の決壊
避難勧告等発令対象	石狩川沿線住民



凡 例

- 0.5m 未満の区域
 0.5～3.0m 未満の区域
 3.0～5.0m 未満の区域
 5.0～10.0m 未満の区域
 10.0～20.0m 未満の区

◎深川市役所 浸水想定として、市役所は0.5m～3.0m未満区域に位置する。

(2) インフラ復旧状況の想定

項目	想定する状況
電力	・送電再開時は、需要家設備における漏電の有無等を確認したうえで送電する必要があることから、その確認に時間を要する可能性がある。
上水道	・水管橋や配水管に被害が生じた場合、復旧まで長時間を要する。(数日～1カ月程度)
下水道	・下水処理場やポンプ場が浸水した場合、機械電気設備の復旧に時間を要する可能性がある。(1カ月程度) また、浸水中は下水道本管内に雨水等が流れ込み、水洗トイレなどは、使用不能となる。
電話	・設備に水没等被害がある場合は使用不能。

(3) 庁舎等の被害及び復旧想定

100年に一度の浸水対策として、庁舎出入口3カ所において防潮板を設置する。
1000年に一度の浸水対策として、2階に出入口を設けているほか、1階の電気系統と、2階以上の電気系統を分けており、1階が浸水被害に遭った場合には、2階以上で災害対応を行う。

項目	被害状況	復旧想定
庁舎等	・市役所本庁舎の1階部分は浸水した場合は、半日程度浸水したままになることが想定される。	・ <u>代替執務場所を確保する。</u> ・市役所本庁舎の水が退いたのち、床清掃・防除後使用する。
執務環境	・書棚等の一部が浸水被害を受けると想定される。	・1階部分の浸水を避けなければならない書類等は、浸水前に <u>代替執務場所</u> へ退避させる。
周辺環境	・発災直後は、周辺にいる市民等が助けを求めてくることが予想される。	・時間の経過とともに市民等が帰宅又は避難所へ移動すると思われるが、状況により来庁者対応を継続する必要性が生じる。
電力	・ <u>外部からの電力供給が中断した場合は、非常用発電設備により供給する。</u>	
空調	・外部からの電力供給が中断した場合は、発電機から空調機器に電力供給する。ただし、一般執務室の冷房は使用できない。 ・庁舎の被害状況によっては、空調用の管路破断により管内の液体が漏れ出す可能性がある。	・管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。 ・冬季は、電力の要らない石油ストーブで対応する。

上水道	・庁舎内の管路被害等により断水する可能性がある。	・管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。
排水機能	・ <u>内部の管路被害等により、下水が使用できないおそれがある。</u> ・ <u>外部の管路被害等では緊急排水槽に汚水を一時貯留することが可能。</u>	・市内下水道の復旧には、相当の時間を要する。 ・建物内の管路破断の場合は、復旧まで相当の時間を要する。
電 話	・ <u>市役所本庁舎、健康福祉センター、消防庁舎、生きがい文化センターの電話は使用可能。</u>	・輻輳は1週間程度続く可能性がある。
情 報 システム	・停電等により、非常用電源のない情報システム機器は停止する。 <u>なお重要機器は発電機で稼働可能。</u> ・生きがい文化センター低層階設置の機器（サーバ等）が水没により使用できない可能性がある。	・停電が解消後、3時間以内に一部を除く情報システムを復旧。 ・低層階の機器が水没で使用不能の場合、関連システムの復旧までの期間は1週間～1.5カ月程度を要すると想定される。

(4) 業務執行環境の現状・課題と対応方針

課題・現状	・市役所本庁舎の1階部分が浸水。
主 な 対 応 方 針	・あらかじめ代替執務場所を選定する。 ・ <u>書類に優先順位をつけ、優先度の高い書類から運搬する。</u>
担当課	総務課

第3章 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として6要素（以下「重要6要素」という。）を下表に示す。

表

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(1) 首長不在時の明確な代行順位

この計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ下記のとおり事案決定の代行順序を定める。

◆決定権限順位表

深川市災害対策本部機構権限 本部長 深川市長	災害対策本部長の職務代理者の順序	第1順位 副市長 第2順位 企画総務部長 <u>第3順位 建設水道部長</u>
	各対策部長職務権限の代理行使の順序	第1順位 課長 第2順位 主幹又は課長補佐 <u>第3順位 係長又は主査</u>

※責任者が参集できない場合であっても、連絡手段が確保され、直接指示を仰ぐことが可能な場合には、職務の代行は行わないものとする。

(2) 職員の参集体制

地域防災計画では、次の基準により、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する体制を確立することとしている。

非常事態の配備体制

区分	配備の体制	配備の内容	担当部課
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき	情報連絡のため総務課自治防災係が当たる。	自治防災係
	2 北空知管内で震度4の地震が発生したとき		
	3 その他特に本部長が必要と認めたとき	情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	各部・課長等
第2非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき	本部又はそれに準じた体制をとり、応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに	全職員 関係対策班員 (参集) その他の班員 (参集)
	2 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき		

	3 特別警報が発表されたとき 4 高齢者等避難・避難指示の発令を行うとき 5 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき	非常活動を開始できる体制とする。 その他の班の班長は各自班員との連絡体制を整え直ちに災害対応に当たれる体制とする。	
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 予想されない重大な災害が発生したとき 3 その他本部長が必要と認めたとき	本部の全員をもって当てるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全職員 (参集)

※この計画の被害想定では、職員体制は第3非常配備となる。

(3) 配備体制（閉庁時又は勤務時間外）

職員は勤務時間外又は休日等において、参集基準に該当する大規模災害の発生の情報を知った時は、直ちに指定配備場所に参集する。

ただし、自身及び家族が負傷し治療が必要な場合等、参集が困難な場合は、所属する課に報告の上、参集を阻害する要因がなくなり次第参集する。

また、参集時には、道路の冠水・破損、橋梁の流出・堤防のなど細心の注意払い、災害状況を可能な限り把握し、各部・班を通じて災害対策本部に報告する。

(4) 参集範囲

全職員が参集の対象となる。

(5) 参集想定（勤務時間外発生時の参集予測）

本計画の策定にあたり、各課の職員の参集状況がどのようになるか検証するため、次の条件によりシミュレーションを行った（水害の場合は、気象予報等によりあらかじめ予測可能なことから参集想定はしないこととする。）。

参集の対象とする職員は、全職員とし、更に次のとおり条件設定を行った。

- ① 発災直後の出発は困難であるため、発災から30分を付加した。
- ② 職員の居住地から参集先までの距離とし、移動手段は徒歩とし、速度2 km/h（一般的な平たん地での歩行速度は4 km/hであるが、降雪や家屋の倒壊による道路状況の悪化を想定）とする。
- ③ 職員本人及び家族が被災し、治療又は入院の必要がある場合や、自宅が全壊した場合などで、参集できない職員が3割程度発生するものとして計算した結果が次下表のとおりである。

表 深川市職員想定参集人数及び参集率

	1時間 以内	<u>1～3時 間</u>	<u>3～6時 間</u>	<u>6～12時 間</u>	<u>12～24時 間</u>
想定参集 人数 (人)	<u>125</u>	<u>27</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	0
延べ人数 (人) a	<u>125</u>	<u>152</u>	<u>155</u>	<u>156</u>	0
参集率 (%) a/b×100	<u>56.3</u>	<u>68.4</u>	<u>69.8</u>	<u>70.2</u>	<u>70.2</u>

(令和 5年 10月調査時 対象人員 222人・・・b)

2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

市役所本庁舎が浸水し、1階部分が使用困難となることが予測されるため、市役所本庁舎1階部分の代替拠点を下表のとおりとする。

表

階	所属	代替施設
1階	市民生活課	大会議室（庁舎3階）
	会計課	大会議室（庁舎3階）
	健康・子ども課	第一、二委員会室（庁舎4階）
	高齢者支援課	議場（庁舎4階）
	税務財政課（税務）	議場（庁舎4階）
	社会福祉課	議場（庁舎4階）
2階	都市建設課	
	上下水道課	
	建築住宅課	
	農政課	
	商工労働観光課	
	学務課	
	生涯学習スポーツ課	
	農委事務局	
3階	秘書課	
	税務財政課（財政）	
	総務課	
	選管事務局	
	まち未来推進課	
	監査事務局	
4階	議会事務局	

3 電気、水、食料等の確保

発電機による電源を確保するとともに発電機用燃料確保に努める。

応急復旧の期間、職員が業務に専念するための食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄及び保管場所を確保する。また、平常時から職員へ職場・家庭での非常用食料や飲料水等の備蓄を奨励する。

4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

市役所本庁舎及び各施設、避難所等市内の防災拠点間については、通常の通信手段が利用できない場合でも、災害時優先電話、防災行政無線、個人の携帯電話等を有効に活用して通信手段を確保する。

5 重要な行政データのバックアップ

停電時は、パソコン、システム、ネットワークのすべてが使用不能となるものの、住民サービスに係る主要なシステムは堅牢なデータセンターを利用しているため、当該システム及びデータの安全性は確保されている。庁内設置のシステム及びデータは、現在のバックアップ手法のあり方を検討するなど安全性の確保に努める。

6 非常時優先業務の整理

(1) 非常時優先業務の考え方と目標時間

本市における非常時優先業務とは、大規模災害により市役所機能に甚大な被害が生じた際に、発災から1カ月以内に優先すべき業務であって、発災後に実施する「応急復旧業務」「早期に実施すべき復旧業務」「優先度の高い通常業務」の総称であり、制約された条件の中でも、これらの業務を円滑に執行できるようにすることを目的としたものが下表のとおりである。また、各部局は、所掌する災害応急復旧業務及び優先度の高い通常業務を時系列に整理した非常時優先業務一覧表を作成するものとする。

非常時優先業務の考え方と目標時間

業務開始 目標時間	業務の考え方	主な業務例
発生から 3時間以内	○市民の生命・身体の保護を最優先 ・初動体制の確立 ・避難所の対応、避難誘導の開始 ・救助、救急の開始 ・被災状況の把握	・職員の参集及び安否確認 ・災害対策本部の設置 ・避難所の開設 ・救助、救急体制の確立 ・被害状況の調査
発生から 12時間以内	○市民の生命・身体の保護を最優先 ・ライフライン等への対応 ・避難者の把握 ・遺体対応 ・応急活動（救助、救急以外）の開始	・電気、水道等インフラ確認 ・避難者リストの作成 ・防災関係機関への応援要請 ・遺体の安置場所の設置
発生から 24時間以内	○市民の生命・身体の保護を最優先 ・避難生活支援の開始	・食料、生活必需品の調達 ・仮設トイレ等の設置 ・建築物危険度判定の実施 ・火葬手続き ・水道等の復旧 ・ボランティア等の受入れ対応

発生から 3日以内	○避難生活への対策開始 ・被災者への支援開始	・災害救助法の適用申請
発生から 1週間以内	○被災者の通常生活復帰への業務 ・復旧、復興に係る業務の開始	・災害廃棄物の受入れ
発生から 2週間以内	○本格的な復旧、復興の開始 ・生活再建のための復旧、復興の開始 ・行政窓口機能の回復	・罹災証明の発行
発生から 1ヵ月以内	○通常業務の開始 ・その他の行政機能の回復	・変更契約業務

(2) 非常時優先業務の選定方法

① 非常時優先業務（応急復旧業務及び早期実施すべき復旧業務）

- ・地域防災計画による災害応急対応業務
- ・他市の被災事例や、各課において大規模地震発生時に早期実施すべき優先度の高い災害復旧業務

② 非常時優先業務（優先度の高い通常業務）

- ・通常業務の全業務について、1ヵ月間業務を休止することに伴う市民生活の影響度を分析し、休止、または実施の判断をおこなった。
このうち、休止に伴い影響が大きく、1ヵ月以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務と位置付けることとする。

非常時優先業務の選定基準

優先度	選定基準	
A 1	発災後 3 時間以内に	業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内に社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
A 2	発災後 1 2 時間以内に	
A 3	発災後 2 4 時間以内に	
B	遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	
C	遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	

D	遅くとも発災後 2 週間以内に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
E	発災後 2 週間を超え 1 カ月以内程度に着手する主に応急業務や通常業務の中で、優先度の高いもの

第4章 業務継続体制の向上

1 業務継続計画推進組織を設置

業務継続計画の定着と課題の対応を具体化するため、今後、関係各課等で構成する推進部会を組織し、平常時から課題改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、必要に応じ、見直しを行うなど、計画の改善及び庁内への定着を図っていく。

2 訓練・教育の実施

業務継続計画が実際に機能していくためには、職員一人ひとりがこの計画の目的、役割を正しく理解し、実際の実務にいかされなければならない。

そこで、計画の内容を周知徹底するとともに、職員一人ひとりが業務継続能力を継続的に維持・向上させていくための職員研修や訓練を実施する。

3 職員の安否確認

各課室等において、平常時から自宅の固定電話、携帯電話、携帯メール等複数の連絡方法を把握し、連絡体制を構築したうえで、大規模災害発生時には、職員及び同居家族の安否確認を実施する。固定電話や携帯電話が輻輳しても安否確認が可能となるよう、災害伝言ダイヤル等を用いた確認方法も合わせて実施する。

4 マニュアルの整備

非常時優先業務の円滑な実施を確保するため、各部・各課における各々の業務の手順を明らかにしたマニュアルを整備する。

なお、作成したマニュアルは、継続的な見直し・改善が図られ、実務に活かされているものとなるよう努めなければならない。

5 指定管理者等への周知と連携

市が所有する施設の中で、指定管理者制度を活用している施設については、指定管理者に対し、本計画の周知を図るとともに、大規模災害時の対応等について、行政サービスの低下を極力防ぐよう事前に決定しておく。

また、災害時に必要な措置がとれるよう、平常時から連携を深め、事業者の協力を得られる体制づくりも検討を進める。

6 計画の見直し等

業務継続計画等の実行性を確保し高めていくには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが必要で、これらを通じて実効性を検証し、適宜見直しを行っていくものとする。

さらに、被害想定が見直された場合や地域防災計画の内容変更及び新庁舎建設などインフラ整備により業務継続計画に大きな影響を及ぼす場合には、計画の改定を行うものとする。